

静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例について

(平成21年10月1日施行)

①

--

②

--

※①の枠内は静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（以下「条例」という。）の規定

②の枠内は静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）の規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物の適正な処理に関し、市、事業者、産業廃棄物処理業者、土地所有者等及び市民の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成21年静岡市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

趣旨

- 本条は、条例の目的を規定したものである。

説明

- 循環型社会の実現に向けて、また良好な生活環境を保持する上で、産業廃棄物の適正処理を確保する必要がある。しかし、現実には、不法投棄の発生、産業廃棄物処理施設の設置等をめぐる地域住民と施設設置者とのトラブルなど、多くの問題が生じている。
- このような状況を改善するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）が度々改正され、本市もそれを補完するため指導要綱を定め、それに基づく行政指導により対応してきたが、十分とはいえない。
- そうした中、静岡県は、平成19年10月から「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」を施行し、適正処理の促進を目指している。本市においても産業廃棄物の適正な処理を進めていくため、先行して制定された県条例との整合を図りつつ、従来からの地域性に合わせた条例を制定し、平成21年10月1日から施行した。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者をいう。
- (3) 土地所有者等 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (4) 産業廃棄物の不適正な処理 法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準又は法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準若しくは同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分をいう。
- (5) 産業廃棄物処理施設等 産業廃棄物処理施設（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）その他規則で定める産業廃棄物の処理施設をいう。

(産業廃棄物の処理施設)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める産業廃棄物の処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項及び第14条の4第6項の許可を受けて行う事業の用に供する施設（法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を除く。以下「処分業の用に供する施設」という。）とする。

趣旨

- 本条は、この条例に用いる用語の定義を明らかにしたものである。

説明

- 条例第2条第5号「その他規則で定める産業廃棄物の処理施設」
 - 住民説明会の開催等の事前手続（条例第20条～第27条）の対象となる産業廃棄物の処理施設は、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設及びすべての処分業の用に供する施設である。

(市の責務)

第3条 市は、法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令に基づく権限を的確に行使するとともに、産業廃棄物の適正な処理の促進に係る総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、事業者等に対する情報の提供その他の必要な措置をとるとともに、他の地方公共団体その他の関係機関と密接に連携して、産業廃棄物の適正な処理の促進を図るものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その子会社、下請事業者その他の関係事業者（以下「子会社等」という。）の事業活動に伴って生ずる産業廃棄物が適正に処理されるようにするため、当該子会社等に対し、必要な助言、情報の提供その他の協力を行うよう努めなければならない。

(産業廃棄物処理業者の責務)

第5条 産業廃棄物処理業者は、受託した産業廃棄物の処理を適正に行うとともに、当該処理について透明性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、当該所有地等を適正に管理するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、市が実施する産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施策に協力するよう努めるとともに、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を市その他関係機関に通報するよう努めなければならない。

趣旨

- 条例が適用される各主体の責務について規定したものである。

説明

●市の責務（条例第3条）

- 法や条例以外の「その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令」とは、特定の廃棄物に関して法の特別法として制定された「建設リサイクル法」や「自動車リサイクル法」といったリサイクル関連諸法等をいう。
- 「産業廃棄物の適正な処理の促進に係る総合的な施策」とは、例えば、静岡市産業廃棄物処理対策基本計画の策定をいう。

●事業者の責務（条例第4条）

- 「子会社等」には、具体的には、連結決算の対象となる子会社、関連会社のほか、継続的に事業者から一定量の受注を受けている業者や下請けとして事業に参加している業者などが該当する。製造業者であれば、部品の納入業者などが典型的な例として挙げられる。
- 子会社等に対する協力とは、具体的には、産業廃棄物の処理のための適切な処理業者の紹介、廃棄物処理に関する各種情報の提供等が考えられる。

●産業廃棄物処理業者の責務（条例第5条）

- 産業廃棄物処理業者は、処理における透明性及び信頼性を確保するために、事業者や周辺住民等に対して情報公開を積極的に行う必要がある。

●土地所有者等の責務（条例第6条）

○土地所有者等による所有地等の適正管理とは、産業廃棄物の不法投棄等が行われてしまわないように定期的にその土地を見回ること、他人に貸す場合（有償無償を問わない）には土地の使用目的や使用方法等を十分に確認すること等である。

○借地や別荘地等、土地所有者が必ずしもその土地やその近辺に居住しているとは限らない場合もあるため、代わって土地を使用する借地人等（＝占有者）やその土地の管理者についても適正管理の努力義務を課している。

●市民の責務（条例第7条）

○市民による不適正処理に関する通報先は、市のほか、県、警察等が想定される。

第2章 産業廃棄物の適正な処理の確保

第1節 事業者がとるべき措置

(産業廃棄物管理責任者)

第8条 事業者は、その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場ごとに、次に掲げる事項を管理させるため、産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、事業者が自ら産業廃棄物管理責任者となって管理する事業場については、この限りでない。

(1) 法、この条例その他産業廃棄物の適正な処理に関する法令の規定の遵守に関する事項

(2) その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を適正に処理するために必要な体制の整備に関する事項

2 事業者は、前項の産業廃棄物管理責任者が同項各号に掲げる事項の管理を的確に実施できるようにするため、当該産業廃棄物管理責任者に必要な研修を受けさせるよう努めるとともに、当該管理の実施について必要な配慮をしなければならない。

趣旨

- 法では、事業者は産業廃棄物の最終処分に至るまで適正処理がなされるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないという排出事業者責任が規定されている。しかし、一部の事業者により不法投棄や産業廃棄物処理業者任せの委託処理が行われるなど、この責任が十分に果たされていない状況が見受けられる。この原因のひとつとして、事業者が自らの排出事業者責任について十分認識していないことが挙げられる。
- 本条は、産業廃棄物を生ずる事業場に産業廃棄物管理責任者を設置することにより、産業廃棄物の適正な処理について、事業者が排出事業者責任を果たすことを目指すものである。

説明

●産業廃棄物管理責任者を設置する事業場

- 産業廃棄物を排出する全ての事業場に設置する。
- 産業廃棄物管理責任者を設置する事業場の単位は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する際に記載する事業場を基本とする。
- 小規模な事業場、短期間のみ設置される事業場等、産業廃棄物管理責任者の設置が困難な事業場については、適正な処理を確保できると認められるのであれば、それらを統括する事業場の産業廃棄物管理責任者が兼任することも可能である。

●産業廃棄物管理責任者に任命される者

- 産業廃棄物管理責任者の資格要件は特にない。事業者は、産業廃棄物の処理について一定の知識があり、また、産業廃棄物の処理に係る実務の主任者が産業廃棄物管理責任者に任命されるように配慮すべきである。
- 条例第8条第1項のただし書きは、法における排出事業者責任の主体とされている事業者自らが責任者となる場合（事業者が自然人の場合に限られる。）には、重ねて別の従業員を責任者として置く必要はないことを規定したものである。ただし、どの事業場についても事業者が無限定に責任者になることができるわけではなく、その事業場における適正処理に関する実務を管理監督できる場合に限られる。

●産業廃棄物管理責任者の任務

- 条例第8条第1項第1号の「法令の規定の遵守に関する事項」とは、例えば、法や条例によって事業者に義務付けられた規定の遵守に関することであり、具体的には、事業者自らが処理する場合には処理基準に則って処理すること、処理を委託する場合には委託基準を遵守すること、マニフェストを交付すること等である。
- 条例第8条第1項第2号の「必要な体制の整備」とは、産業廃棄物の適正処理のために必要な人員の確保や事業場内における役割分担の明確化、具体的な作業や手続きのルール作成等が挙げられる。人員の確保については産業廃棄物管理責任者の権限になっていないことも十分に考えられることから、そのような場合には事業者の配慮が必要である。

●産業廃棄物管理責任者の届出

○産業廃棄物管理責任者の設置に係る市への届出は要しない。

●事業者による配慮

○条例第8条第2項の事業者による「当該管理の実施について必要な配慮」とは、例えば産業廃棄物管理責任者が的切に業務を遂行できるような環境の整備、必要な人員の確保、社員の意識向上のための事業（社員の研修会への参加等）の実施である。法律違反の是正をしようとした産業廃棄物管理責任者に対する不利益な取扱いが禁止されることは当然である。

(研修の指導)

第9条 市長は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために必要があると認めるときは、事業者のうち規則で定めるものに対し、前条第1項の産業廃棄物管理責任者に静岡県その他関係団体の行う研修を受けさせるよう指導することができる。

(市長が研修の受講を指導することができる事業者)

第3条 条例第9条に規定する規則で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 過去5年間に於いて法第12条第9項又は第12条の2第10項に規定する事業者に該当したことがある事業者
- (2) 産業廃棄物の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託した事業者であつて、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物について、不適正な処理を行ったもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業者

趣旨

- 産業廃棄物管理責任者は、その業務を適切に遂行するため、必要な知識や技術の習得を図ることが重要である。このため、産業廃棄物管理責任者を対象とする研修の受講を、市は事業者に対して指導できるものとする。

説明

- 施行規則第3条第3号の「市長が必要があると認める事業者」とは、例えば、産業廃棄物に係る状況の変化により、研修を受講して新たに知識を習得することが必要となるような事業者（法改正により新たな義務が課せられる事業者等）のことである。

(実地確認)

第10条 事業者（法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。以下この条から第16条までにおいて同じ。）は、その産業廃棄物（法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物を含む。以下この条から第12条までにおいて同じ。）の運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託しようとするとき（従前の委託の期間を更新して委託しようとするときを除く。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況その他の規則で定める事項を実地に確認しなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を1年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託するときは、毎年1回以上定期的に、規則で定めるところにより、当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況その他の規則で定める事項を実地に確認しなければならない。この場合において、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者は、事業者が行う実地の確認に協力しなければならない。

(実地確認しなければならない施設等)

第4条 条例第10条第1項の規定による確認は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設について行わなければならない。

(1) 産業廃棄物の運搬を委託しようとする場合であつて、当該委託を受ける産業廃棄物処理業者が当該委託に係る産業廃棄物の保管を行うとき 当該保管が行われる施設（当該保管に係る産業廃棄物の積替えが行われる施設を含む。以下この条において「運搬が行われる施設」という。）

(2) 産業廃棄物の処分を委託しようとする場合 当該委託に係る処分が行われる施設（当該処分に係る産業廃棄物の保管が行われる施設を含む。以下この条において同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条の19に掲げる場合は、条例第10条第1項の規定による確認を行うことを要しない。

3 第1項の規定にかかわらず、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者（以下「優良認定処理業者」という。）に係るものである場合は、インターネットを利用する方法により条例第10条第1項の規定による確認を行うことができる。

4 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該委託に係る運搬が行われる施設又は処分が行われる施設の状況

(2) 当該委託に係る運搬が行われる施設又は処分が行われる施設における産業廃棄物の処理の状況

5 事業者は、条例第10条第1項の規定による確認を行ったときは、前項に掲げる事項及び次に掲げる事項を記録し、当該確認を行った日から5年間保存しなければならない。

(1) 確認を行った年月日

(2) 確認を行った者の氏名

第5条 前条第1項、第2項及び第3項の規定は、条例第10条第2項の規定による確認について準用する。この場合において、前条第1項中「委託しようとする」とあるのは「委託した」と読み替えるものとする。

2 条例第10条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該委託に係る運搬又は処分の実施に係る施設の状況

(2) 当該委託に係る運搬又は処分の実施の状況

(3) 前条第3項に規定する場合以外の場合にあつては、当該委託に係る帳簿（法第14条第17項又は第14条の4第18項において準用する法第7条第15項の帳簿をいう。）その他の関係書類の保存の状況

3 事業者は、条例第10条第2項の規定による確認を行ったときは、前項に掲げる事項及び次に掲げる事項を記録し、当該確認を行った日から5年間保存しなければならない。

(1) 確認を行った年月日

(2) 確認を行った者の氏名

趣旨

●一部の排出事業者は、その産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者任せにしており、不適正処理の一因になつ

ている。また、マニフェストによる産業廃棄物の処理状況の確認だけでは、適正な処理を確保する上で必ずしも十分とは言えない。

- 本条は、事業者が委託先の処理状況を直接実地に確認することにより、マニフェストによる処理状況の確認を補完し、産業廃棄物の適正な処理をより確実にすることを目的とする。

説明

●実地確認の対象となる施設

○実地確認は、事業者が積替え保管を含む収集運搬又は処分に係る委託契約を締結する許可業者について実施するもので、収集運搬業者の積替え保管施設又は処分業者の中間処理施設若しくは最終処分場を対象とする。

●実地確認を行う者

○実地確認を行う者は、産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する事業者である。ただし、委託先が産業廃棄物処理業者であっても、その委託がマニフェストの交付を要しない処理である場合には、実地確認を必要としない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第8条の19参照）。

○事業者が中間処理業者の場合は、自己が排出した産業廃棄物に加え、自己が処理した中間処理産業廃棄物の処分を他の処理業者に委託するときも、当該処理業者の処理状況を実地に確認する。これにより、一次中間処理業者から最終処分業者まで、処理に関わった全ての処分業者の処分状況が実地に確認されることになり、産業廃棄物の適正処理の促進が図られる。

●実地確認において確認する事項

○産業廃棄物の処理が行われる施設の状況、処理の状況を確認する。条例第10条第2項に規定する委託契約後の実地確認においては、帳簿（法第14条第17項又は第14条の4第18項）等の書類の保存状況についても確認する。

○事業者が実地確認において確認すべき事項について、条例や施行規則ではさらに詳細には規定していない。事業者には、法に規定される基準等を踏まえ、確認する事項を独自に定めて実地確認を行うことが求められる。

○市は、事業者が実地確認において確認する事項を検討する際に参考となるように、確認する事項の例をまとめたチェックシート例を作成し、ホームページに掲載している。

●実地確認の記録

○事業者は、実地確認の結果を記録し、確認した日から5年間保存する。

○記録の様式は、特に規定しておらず、事業者が独自に記録の様式を作成する。

●条例第10条第1項の「委託しようとするとき」の実地確認

○委託する前にあらかじめ実地確認を実施し、委託先が適正な処理ができるかどうかの確認を求める規定である。したがって、「委託しようとするとき」とは、委託契約を締結する前をいう。

●従前の委託期間を更新して委託しようとするときの除外

○更新契約を行うときには、その契約の前に実地確認を行う必要はない。

○ただし、更新により委託期間が1年以上に及ぶときは、条例第10条第2項の規定により、1年に1回以上、定期的に実地確認を行うことが必要となる。

●条例第10条第2項の「1年以上にわたり継続して産業廃棄物処理業者に委託するとき」の実地確認

○毎年1回以上、定期的に実地確認を行う。

○「毎年1回以上定期的に」とは、例えば、2年間の契約の場合、契約の起算日から1年間に1回、引き続きの1年間に1回は確認が必要ということであり、確認と確認の間隔が1年以上あったとしても差し支えないが、極力同時期に行い、均等間隔で行うことが望ましい。

○実際に委託した産業廃棄物自体の処理の状況を確認することが困難な場合には、委託した廃棄物と同種類の

廃棄物が、同じ施設において同様の処理方法で処理される状況を確認することで足りる。

● 条例第10条第2項の産業廃棄物処理業者による「事業者が行う実地の確認に協力」

- 産業廃棄物処理業者の協力とは、事業者の実地確認が適切に行われるように処理施設内の案内や委託された廃棄物の処理の過程についての説明を適確に行うことなどが挙げられる。ただし、いつ何時でも応じなければならぬことまでは求めておらず、業務の繁閑に応じて、適宜、事業者と協議の上で日程等を調整すればよい。
- 条例第10条第1項に規定する委託契約前の実地確認においては、産業廃棄物処理業者は委託先の候補にすぎないので、協力義務を課していない。

● 優良認定処理業者に処理を委託する場合の取扱い

- 委託先の産業廃棄物処理業者が優良認定処理業者である場合、委託先の優良認定処理業者が公開している情報をインターネットを利用し確認することにより実地確認とすることができる。
インターネットを利用する方法により確認を行った場合も、記録を残して5年間保存をする必要がある。

(産業廃棄物の不適正な処理に係る措置)

第11条 事業者は、前条の規定による委託に係る産業廃棄物について、産業廃棄物の不適正な処理が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかに、当該委託を受けた産業廃棄物処理業者に対する是正の要求その他の当該産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置をとるとともに、当該産業廃棄物の不適正な処理の状況及びとった措置の概要を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する場合において、事業者が同項に規定する必要な措置をとっていないと認めるときは、当該事業者に対し、当該必要な措置をとることを勧告することができる。

趣旨

- 実地確認に加え、委託先による不適正処理への対応を事業者に求めることで、事業者の処理責任の徹底を図ることを目的とする。

説明

- 事業者による「必要な措置」
 - 事業者による「必要な措置」としては、不適正な処理の拡大を防止するため、処理業者に対する是正指示や廃棄物の搬入の中止などがあげられる。
 - 事業者が「必要な措置」を講じていないと認められる場合には、必要な措置を講じるように市は勧告を行うことができる。

第2節 県外産業廃棄物の搬入の事前協議

(事前協議)

第12条 その事業活動に伴い静岡県外において産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場において生ずる産業廃棄物（以下「県外産業廃棄物」という。）を市内において処分するために自ら又は他人に委託して市内に搬入しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量その他の規則で定める事項について、市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該協議を受けた日から30日以内に、規則で定めるところにより、当該協議を経た後の同項の規則で定める事項の内容について当該協議を行った事業者に通知するものとする。この場合において、当該通知には、生活環境の保全上の見地からの意見を付することができる。

(事前協議の期限等)

第6条 条例第12条第1項の規定による協議は、事業者が県外産業廃棄物の市内における処分を委託する場合（第4条第2項に掲げる場合（処分を委託する場合に限る。）を除く。）又は中間処理業者が県外産業廃棄物（当該事業場において受託した産業廃棄物の処分を終えた後の産業廃棄物に限る。）の市内における処分を自ら行う場合において、当該県外産業廃棄物を市内に搬入しようとする日の30日前までに、県外産業廃棄物市内搬入処分協議書（様式第1号）を提出して行わなければならない。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 排出事業場の業務概要を記載した書類
- (2) 搬入経路図（処理施設の周囲5キロメートル以内について記載したものに限る。）
- (3) 産業廃棄物処理業者の受託を証する書類
- (4) 産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し
- (5) 県外産業廃棄物のうち次に掲げるものについて、前項の協議書を提出しようとする日前1年以内に実施した当該県外産業廃棄物の分析を行った結果を証する書類の写し
 - ア 汚泥
 - イ 鋳さい（鋳物廃砂を除く。）
 - ウ 燃え殻
 - エ ばいじん
 - オ 廃油
 - カ 廃酸及び廃アルカリ
 - キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、市長が必要があると認める産業廃棄物

(6) 県外産業廃棄物の写真

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類及び図面

3 条例第12条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地
- (2) 搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量
- (3) 県外産業廃棄物の搬入期間
- (4) 県外産業廃棄物を搬入処分する理由
- (5) 県外産業廃棄物の排出工程
- (6) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (7) 県外産業廃棄物の処分を行う者（以下「市内処分業者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (8) 県外産業廃棄物の処分の方法並びに当該処分が行われる施設の種類及び所在地

(搬入期間)

第7条 条例第12条第1項の規定による協議に係る搬入期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えない期間とする。

- (1) 法第12条第5項の最終処分（再生を除く。）をするため搬入しようとする場合 1年
 - (2) 前号の最終処分以外の処分をするため搬入しようとする場合 3年
- (事前協議の結果の通知)

第8条 条例第12条第2項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地
- (3) 搬入しようとする県外産業廃棄物の種類及び数量
- (4) 県外産業廃棄物の搬入期間
- (5) 市内処分業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (6) 県外産業廃棄物の処分の方法並びに当該処分が行われる施設の種類及び所在地
- (7) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

趣旨

- 県外産業廃棄物を市内に搬入する際の前協議は、県外の実業者に対する指導の機会を確保し、県外産業廃棄物の不適正な処理による生活環境への支障の発生を防止することを目的とする。

説明

● 事前協議を行う者

- 事前協議を行う者は、市内で処分しようとしている県外産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）である。
- ただし、事前協議を行う必要性が低いと考えられる以下の場合については、事前協議の対象としない。
 - ・ 県外産業廃棄物の自社処理を行う場合（中間処理業者が、県外の自社の事業場で処分した中間処理産業廃棄物を市内の自社の事業場で処分する場合を除く。）
 - ・ マニフェストの交付を要しない処分を委託する場合（省令第8条の19参照）

● 事前協議における協議内容

- 事前協議では、市は県外産業廃棄物の搬入により不適正な処理が行われたり、生活環境への支障が生じたりしないかを確認し、必要に応じて搬入計画の変更、中止を指導する。
- 協議する事項は、県外産業廃棄物の種類及び数量、搬入期間、理由、処分業者、処理施設等である（施行規則第6条第3項参照）。
- 事前協議は、県外産業廃棄物の搬入を規制するものではなく、仮に協議が整わない場合でも、法等に則って適正に処理される限り、搬入自体を差し止めるものではない。
- 積替え保管施設を経由する搬入にあつては、積替え保管施設において、事前協議に係る産業廃棄物に他の廃棄物が混入することを防ぐ措置の確保が、事業者求められる。

● 事前協議の開始

- 事業者は、市内搬入の30日前までに、県外産業廃棄物市内搬入処分協議書（様式第1号）を市に提出して協議を行う。

● 協議書の添付資料

- 協議書には施行規則第6条第2項に掲げる書類を添付する。

●事前協議の協議結果の通知

- 市は事前協議を受けた日から30日以内に、事前協議の結果を記した通知書を事業者に交付する。
- 協議が合意に至らない場合であっても、市は協議開始後30日以内に協議を終了し、その時点での協議の整った事項及び未合意の事項についての市の意見（指導内容等）を通知書に記載されている。
- 事業者は、通知書の写しを市内処分業者に交付する（条例第14条参照）。

●県外産業廃棄物の市内搬入期間の上限

- 市内において中間処理を行う場合 3年間
 - 市内において最終処分を行う場合 1年間
- 最終処分については、処分場の埋立残容量の制約があること、仮に不適正な廃棄物が埋立てられた場合、その支障の大きさや復旧までの労力を考慮すると、あまり長期間の搬入期間を設定することは適切でないことから、中間処分と比較して短い1年間とした。

(変更の協議等)

第13条 前条第1項の規定による協議を行った事業者は、同条第2項(次項において準用する場合を含む。第3項において同じ。)の規定による通知があった後に当該通知の内容の変更(次の各号に掲げる変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。

(1) 事業者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)その他規則で定める事項の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める軽微な変更

2 前条第2項の規定は、前項の規定による協議について準用する。

3 前条第1項の規定による協議を行った事業者は、同条第2項の規定による通知があった後に第1項第1号に掲げる変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(変更の協議の期限等)

第9条 条例第13条第1項の規定による協議は、変更しようとする日の30日前までに、県外産業廃棄物市内搬入処分変更協議書(様式第1号)を提出して行わなければならない。

2 前項の協議書には、第6条第2項に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(協議を要しない変更)

第10条 条例第13条第1項第1号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地(当該事業場を変更する場合における名称及び所在地を除く。)

(2) 県外産業廃棄物の搬入に係る運搬を行う者並びにその氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(3) 市内処分業者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地とし、当該市内処分業者を変更する場合における氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を除く。)

2 条例第13条第1項第2号の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 県外産業廃棄物の種類の減少(新たな種類の県外産業廃棄物を加える場合を除く。)

(2) 県外産業廃棄物の数量の減少

(3) 県外産業廃棄物の搬入期間の短縮(搬入期間の開始日を繰り上げる場合及び終了日を繰り下げる場合を除く。)

(変更の届出の期限等)

第11条 条例第13条第3項の規定による変更の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に掲げる事項の変更をしようとする場合 変更しようとする日の10日前の日

(2) 前号の変更以外の変更をした場合 変更の日から10日以内

2 条例第13条第3項の規定による変更の届出は、県外産業廃棄物市内搬入処分協議事項変更届(様式第2号)を提出して行わなければならない。

趣旨

●市からの通知書の記載事項と異なる搬入をする場合、事業者は変更の協議を行うものとする。

●ただし、比較的簡便な変更の場合は、協議を要しない。そのような変更には届出が必要なものと不要なものがある。

説明

●変更の協議を行う場合には、事業者は、変更の30日前までに、県外産業廃棄物市内搬入処分変更協議書(様式第1号)を市に提出する。

●変更の届出は、県外産業廃棄物市内搬入処分協議事項変更届(様式第2号)を市に提出して行う。

●変更する通知書記載事項と必要な手続は次のとおりである。

変更する通知書記載事項	必要な手続
事業者の氏名及び住所	届出（10日以内）
県外産業廃棄物を生ずる事業場の名称及び所在地	届出（10日以内） ※事業場自体が替わる場合は、変更の協議
県外産業廃棄物の種類及び数量	種類の追加、数量の増加の場合：変更の協議 種類の削除、数量の減少の場合：手続なし
県外産業廃棄物の搬入期間	延長の場合：変更の協議 短縮の場合：手続なし 搬入期間の繰上げ又は繰下げの場合：変更の協議
市内処分業者の氏名及び住所	届出（10日以内） ※市内処分業者自体が替わる場合は、変更の協議
県外産業廃棄物の処分の方法並びに当該処分を行う施設の種類及び所在地	変更の協議
県外産業廃棄物の運搬を行う者並びにその氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）	届出（10日前）

(協議状況の確認)

第14条 産業廃棄物処分業者（法第14条第6項の規定により許可を受けた者をいう。）、特別管理産業廃棄物処分業者（法第14条の4第6項の規定により許可を受けた者をいう。）その他規則で定める者は、事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処分を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、第12条第1項又は前条第1項の規定による協議の状況を確認しなければならない。

(協議状況を確認しなければならない者)

第12条 条例第14条の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 省令第8条の3第6号及び第8条の15第4号に掲げる者
- (2) 省令第10条の3第1号又は第10条の15第1号に規定する国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者（省令第8条の19第11号の処分を行う者を除く。）
- (3) 省令第10条の3第4号及び第6号から第9号までに掲げる者
- (4) 省令第10条の15第3号に掲げる者

(協議状況の確認方法等)

第13条 条例第14条の規定による確認は、事業者から第8条の書面の写しの交付を受け、その記載事項を確認することにより行わなければならない。この場合において、当該確認を行った者は、当該書面の写しを、当該確認を行った日から5年間、当該確認の対象となった協議に係る県外産業廃棄物の処分が行われる事業場において保存しなければならない。

趣旨

- 市内処分業者等は、県外産業廃棄物の処分を行う前に、事前協議の状況について確認する。
- 当該確認により、事業者に事前協議の確実な実施を促すこと及び事前協議における市の指導内容等を市内処分業者が把握することができる。

説明

●事前協議の状況を確認しなければならない者

○処分業者

○石綿含有産業廃棄物等の無害化処理の認定を受けた者（省令第8条の3第6号、第8条の15第4号）

○国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う者（省令第10条の3第1号、第10条の15第1号）

○広域的に処分することが適当であるものとして指定された産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして指定を受けた者（省令第10条の3第4号）

○動物の死体のみの処分を業として行う者（省令第10条の3第8号）

○都道府県知事等が生活環境保全上の支障の除去等の措置を講じる場合に、委託を受けて当該産業廃棄物のみの処分を行う者（省令第10条の3第9号、第10条の15第3号）

等

●事前協議の状況の確認方法

○市内処分業者等は、事業者から協議結果の通知書の写しの交付を受け、当該通知書の写しにより協議内容を確認する。

○事前協議が整わない場合には、未合意の事項に対する市の意見が通知書に記載されるので、市内処分業者は、その意見に配慮することが求められる。

○市内処分業者は、通知書の写しを確認を行った日から5年間、処分を行う事業場において保存する。

(搬入状況の報告)

第15条 第12条第1項又は第13条第1項の規定による協議を行った事業者は、当該協議に係る県外産業廃棄物の搬入の状況について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(搬入状況の報告の期限等)

第14条 条例第15条の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における県外産業廃棄物の搬入の状況を記載した県外産業廃棄物搬入処分実績報告書(様式第3号)を提出して行わなければならない。

趣旨

- 事業者は、県外産業廃棄物の市内搬入の状況について市に報告する。

説明

●報告の方法

○事前協議を行った事業者は、県外産業廃棄物搬入処分実績報告書(様式第3号)により、毎年6月30日までに前年度1年間における搬入状況を報告する。

- 条例の施行に伴い、「静岡市における県外産業廃棄物の処理に関する指導要綱」を廃止したため、同要綱により県外産業廃棄物を処分する市内処分業者に求めていた産業廃棄物処分計画書及び産業廃棄物処分実績報告書の提出は不要となった。

(勧告)

第16条 市長は、第12条第1項に規定する事業者が同項又は第13条第1項の規定による協議を行わずに県外産業廃棄物を市内において処分するために自ら又は他人に委託して市内に搬入したときは、当該事業者に対し、当該協議を行うことその他の必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、第12条第1項又は第13条第1項の規定による協議を行った県外産業廃棄物の搬入により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該搬入を行った事業者に対し、当該搬入を中止することその他の必要な措置をとることを勧告することができる。

趣旨

- 市は、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議を行わずに市内搬入した者、生活環境保全上の問題がある搬入を行っている者等に対し、事前協議の実施、搬入の中止等を勧告することができる。

説明

- 事前協議をしない者への勧告

○事前協議は、県外産業廃棄物の搬入規制を目的としていないものの、その適正な処理の確保を目的としている。事前協議を実施しない場合、適正な処理が確保されるか不明であり、生活環境への影響も懸念されることから、勧告の手続をとることとなる。

第3節 産業廃棄物の処理状況の報告等

- 第17条 その事業活動に伴って生ずる産業廃棄物を処理するために法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設が設置されている事業場を設置している事業者（以下「事業場設置事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業場における産業廃棄物の処理の状況について、市長に報告しなければならない。
- 2 産業廃棄物処理業者は、規則で定めるところにより、受託した産業廃棄物の処理の状況について、市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定により報告された処理の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。
- 4 市長は、事業場設置事業者又は産業廃棄物処理業者が第1項又は第2項の規定による報告をしないときは、当該事業場設置事業者又は産業廃棄物処理業者に対し、期限を定めて、当該報告をすることを勧告することができる。

(処理状況の報告の期限等)

第15条 条例第17条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、産業廃棄物処理実績報告書（様式第4号）を提出して行わなければならない。

2 条例第17条第2項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物の処理の状況に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を提出して行わなければならない。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書（様式第5号）
- (2) 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（様式第6号）

(報告された処理状況の公表)

第16条 条例第17条第3項の規定による公表は、同条第1項及び第2項の規定による報告の内容を1年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。

趣旨

- 産業廃棄物処理業者等が産業廃棄物の処理状況について市に報告し、市がその報告の内容を公表することにより、産業廃棄物処理業者等に業務の自主的な適正化・透明化を促すことが目的である。

説明

- 報告の対象者及び報告様式
 - 排出する産業廃棄物を自ら処理するために法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者 産業廃棄物処理実績報告書（様式第4号）
 - 産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業者 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）運搬実績報告書（様式第5号）
 - 産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（様式第6号）
- 報告の方法
 - 毎年6月30日までに前年度1年間の処理の実績を上記様式によりそれぞれ報告する。
- 報告の公表の方法
 - 市は、提出された報告書を1年間縦覧することにより公表する。
- 未報告者に対する対応
 - 市は、報告をしない者に対して勧告することができる。
- 条例の施行に伴い、「静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」を改正し、同規則の産業廃棄物に関する報告についての規定を削除した。このため、特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者に対して求めていた特別管理産業廃棄物処理実績報告書の提出は不要となった。

第4節 土地所有者等がとるべき措置

(所有地等の使用方法等の確認)

第18条 土地所有者等は、その所有地等を他人に使用させる場合であつて、当該所有地等に産業廃棄物が搬入され、又は長期に保管されることが予想されるときは、産業廃棄物の不適正な処理が行われないようにするため、あらかじめその使用の方法を確認するとともに、定期的にその使用の状況を確認しなければならない。

(産業廃棄物の不適正な処理が行われた場合の措置)

第19条 土地所有者等は、その所有地等において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を市長に通報するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置をとるよう努めなければならない。

趣旨

- 悪質な業者が、第三者の土地で産業廃棄物の不適正な処理を行い、必要な措置が取られずに廃棄物が放置されてしまう場合がある。このような事案が発生する背景として、一部の土地所有者が使用目的や使用方法を十分に確認せずに土地を安易に貸してしまうことがあげられる。
- 法では、土地所有者等の土地の清潔保持義務を規定しているが、その義務の内容が必ずしも明確ではなく、また、土地所有者等の土地の適正管理に係る責任の認識が十分とは言えない面もある。
- 本条は、土地所有者等に対して事前に使用方法を、使用開始後もその使用状況を十分に確認することを求めることにより、不適正処理の発生を未然に防止するとともに、不適正処理が行われた場合に必要な措置の実施や市への報告を義務付けることにより、不適正処理の拡大を防止することを目的とする。

説明

- 産業廃棄物の搬入が予想される場合
 - 産業廃棄物の搬入等が予想されるときとは、明らかに産業廃棄物が搬入される場合に加え、リサイクル原料であるプラスチック等を一時置かせてほしい、残土捨て場として使わせてほしい等の申し出があった場合などが挙げられる。
- 事前の使用方法の確認
 - 相手方から口頭だけでなく、書面で使用目的、方法、期間等を明らかにさせることが肝要である。また、搬入されるものがどこから来るのか、どんな性状をしているのか等についても明確にしておくことが求められる。
- とるべき必要な措置
 - 生活環境保全上の支障の除去等の必要な措置とは、被害の拡大を防ぐため、搬入口の閉鎖、使用者に対する是正の要求、廃棄物の飛散等を防止するためのビニールシートの設置等が挙げられる。

第3章 産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事前手続等

(事業計画書の提出等)

第20条 産業廃棄物処理施設等の設置(現に産業廃棄物処理施設等に該当しない産業廃棄物の処理施設が新たに産業廃棄物処理施設等に該当することとなる場合を含む。第27条において同じ。)又は処理能力(当該産業廃棄物処理施設等が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量とする。以下この項において同じ。)の変更であつて規則で定めるものその他規則で定める変更(以下「産業廃棄物処理施設等の設置等」という。)をしようとする者(以下「処理施設設置予定者等」という。)は、規則で定める時まで、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面(以下「事業計画書」という。)を市長に提出するとともに、次条、第23条第1項及び第24条に規定する手続(以下「事前手続」という。)を完了しなければならない。

- (1) 処理施設設置予定者等の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 産業廃棄物処理施設等の種類
 - (3) 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類
 - (4) 産業廃棄物処理施設等の設置場所
 - (5) 産業廃棄物処理施設等の処理能力
 - (6) 生活環境の保全のための措置
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 市長は、前項の規定により事業計画書の提出があつたときは、必要に応じてその写しを関係機関に送付し、当該事業計画書の内容について意見を聴くものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により事業計画書を提出した者(以下「事業計画書提出者」という。)に対し、当該事業計画書の内容について必要な意見を述べることができる。
- 4 市長は、第2項の規定により関係機関から聴取した意見を取りまとめ、事業計画書提出者に対し送付するものとする。
- 5 事業計画書提出者は、第3項の規定により市長から意見を受け、又は前項の規定により関係機関の意見の送付を受けたときは、規則で定めるところにより当該意見に対する措置の内容を市長に報告しなければならない。
- 6 市長は、前各項の手続が完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及び規則で定める事項を公告するとともに、当該事業計画書を公告の日の翌日から起算して1月間公衆の縦覧に供するものとする。

(事前手続を行わなければならない変更)

第17条 条例第20条第1項の規則で定める処理能力の変更は、処理能力の10パーセント以上の変更を行うものであつて、生活環境に及ぼす影響が増加するものとする。

2 条例第20条第1項の規則で定める変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類の追加
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設備若しくは構造の変更又は位置の変更であつて、生活環境に及ぼす影響が増加するもの

(事前手続の終了期限)

第18条 条例第20条第1項の規則で定める時は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時とする。

- (1) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置及び法第15条の2の6第1項に規定する変更申請をする時
- (2) 処分業の用に供する施設の設置（現に処分業の用に供する施設に該当しない産業廃棄物の処理施設が新たに処分業の用に供する施設に該当することとなる場合を除く。） 処分業の用に供する施設の建設に着手する時
- (3) 処分業の用に供する施設の設置（現に処分業の用に供する施設に該当しない産業廃棄物の処理施設が新たに処分業の用に供する施設に該当することとなる場合に限る。） 次に定める時
 - ア 当該施設の設備若しくは構造の変更又は位置の変更（以下「改修」という。）を行う場合にあっては、当該改修に着手する時
 - イ 当該施設の改修を行わない場合であって、当該設置に係る法第14条第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第6項若しくは第14条の5第1項の許可の申請を行う場合にあっては当該申請を行う時、これらの申請を行わない場合にあっては当該施設が処分業の用に供する施設に該当することとなる変更を行う時
- (4) 処分業の用に供する施設の変更 次に定める時
 - ア 当該施設の改修を行う場合にあっては、当該改修に着手する時
 - イ 当該施設の改修を行わない場合であって、当該変更に係る法第14条の2第1項又は第14条の5第1項の許可の申請を行う場合にあっては当該申請を行う時、当該変更に係る同項の許可の申請を行わない場合にあっては当該変更を行う時

(事業計画書の提出方法等)

第19条 条例第20条第1項の規定による事業計画書の提出は、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書（様式第7号）により行わなければならない。

2 条例第20条第1項の事業計画書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の設置場所を示す地形図
- (2) 産業廃棄物処理施設等の付近の見取図及び公図
- (3) 産業廃棄物処理施設等への搬入経路を示す図
- (4) 産業廃棄物処理施設等の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- (5) 最終処分場にあつては、計画地全体の面積及び埋立ての面積の実測求積図並びに周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (6) 最終処分場であつて浸出液処理設備を設置する場合にあっては、当該設備の位置を示す図面、構造図及び処理工程図並びに設計計算書並びに埋立て中及び埋立て終了後の浸出液処理設備で処理された放流水の検査方法を明記した書類
- (7) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設等にあっては、処理工程図
- (8) 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設等であつて保管施設を有する場合にあっては、その構造を示す図面
- (9) 産業廃棄物処理施設等の設置等に伴う周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果に関する書類

3 条例第20条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物処理施設等の設置等の予定地の面積
- (2) 産業廃棄物処理施設等の構造に関する事項
- (3) 産業廃棄物処理施設等の立地に関する事項
- (4) 処理後の廃棄物の処理方法（最終処分場にあつては、跡地利用方法）

(措置内容の報告)

第20条 条例第20条第5項の措置の内容の報告は、措置内容報告書（様式第8号）により行わなければならない。

(事業計画書に係る公告の方法等)

第21条 条例第20条第6項の規定による公告は、静岡市公告式条例（平成15年静岡市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

2 条例第20条第6項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- (2) 条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項

趣旨

- 本条から第26条までは、産業廃棄物の処理施設の設置や変更を行う際に事前に周辺住民に対して十分な情報提供を行うことにより、周辺住民とのトラブルを回避し、円滑な設置やその後の施設運営を図るため、住民説明会等の事前の手續（以下「事前手續」という。）について規定したものである。
- 本条においては、設置者が事前手續を行う義務について規定するとともに、当該手續の端緒となる事業計画書の提出について規定している。

説明

- 事前手續の対象となる産業廃棄物の処理施設（以下「産業廃棄物処理施設等」という。）は、以下の施設であり、これら施設の設置又は変更を行う者は、事前手續を行う。
 - 法第15条の規定による許可が必要な処理施設（以下「産業廃棄物処理施設」という。）
 - 法第14条第6項及び第14条の4第6項の許可を受けて行う処分業の用に供する施設（施行規則第2条参照）
- 産業廃棄物処理施設等の設置とは以下に掲げるものをいう。
 - 産業廃棄物処理施設等に該当する施設が新規に建設されること。
 - 現に産業廃棄物処理施設等に該当しない施設が、新たに産業廃棄物処理施設等に該当する施設になること。
例えば
 - ①処理能力の変更により、産業廃棄物処理施設に該当する施設になる。
 - ②自社処理のみを行っていた施設を産業廃棄物処分業の用に供する施設にする。 等
- 産業廃棄物処理施設等の変更とは以下に掲げるものをいう。
 - 産業廃棄物の処理能力の10%以上の増加
 - 産業廃棄物の種類の追加
 - 産業廃棄物処理施設等の設備若しくは構造の変更又は位置の変更で、生活環境に及ぼす影響が増加するもの
- 「事業計画書」の提出
 - 産業廃棄物処理施設等の設置又は変更をする者は、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書（様式第7号）を市に提出する。
 - 事業計画書の記載事項は、条例第20条第1項第1号から第6号までに掲げるもの及び施行規則第19条第3項に掲げるものである。
 - 事業計画書には施行規則第19条第2項に掲げる書類及び図面を添付する。
- 生活環境に及ぼす影響についての調査
 - 事業計画書の添付書類の「生活環境に及ぼす影響についての調査の結果に関する書類」は、静岡市産業廃棄物処理施設等の設置等に係る指導基準に基づき実施した結果を記載する。これは従前の要綱に基づく事前協議の際の環境調査と同様である。
 - 産業廃棄物処理施設の設置許可又は変更許可の申請については、法により生活環境影響調査の結果を記載した書類の提出を求められており、この調査は、当該申請の前までに法の基準に基づき実施する。
- 事前手續を完了する期限
 - 産業廃棄物処理施設にあっては、法に基づく施設設置許可又は変更許可申請を行う時まで
 - その他の処分業の用に供する施設にあっては、次のとおり
 - ★設置 新規設置の場合 建設に着手する時まで
既存施設が該当施設になる場合 改修する場合 改修に着手する時まで
改修しない場合 処分業の許可申請をする時又は変更する時まで
 - ★変更 改修する場合 改修に着手する時まで
改修しない場合 処分業の許可申請をする時又は変更する時まで

●事業計画書についての意見の送付

- 市は、提出された事業計画書の内容について関係機関の意見を聴き、その意見を取りまとめ、市の意見とともに事業計画書を提出した者（以下「事業計画書提出者」という。）に送付する。
- 産業廃棄物処理施設等の設置等が都市計画法第29条の規定による開発行為の許可を要するものであるときは、開発行為の事前審査において関係機関との協議を行うため、本条例に基づく意見の送付は行わないものとする。

●送付された意見に対する措置内容の報告

- 市から意見の送付を受けた事業計画書提出者は、その意見に対する措置内容を、措置内容報告書（様式第8号）により市に報告する。

●事業計画書の公告及び縦覧

- 市は、措置内容報告書の報告を受けたときは、事業計画書の概要を市及び区役所の掲示場に掲示して公告する。
- 公告の日の翌日から1月間、事業計画書を廃棄物対策課において縦覧する。

(説明会の開催等)

第21条 事業計画書提出者は、規則で定めるところにより、産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域として規則で定める地域（以下「関係地域」という。）内において、関係住民（関係地域内に住所を有する者その他規則で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該事業計画書の記載事項を周知させるための説明会（以下単に「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 事業計画書提出者は、前項の規定により説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、その開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公表しなければならない。
- 3 事業計画書提出者は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、説明会の開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。
- 4 事業計画書提出者は、第1項の規定により説明会を開催したときは、その実施の状況について、速やかに、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。
- 5 事業計画書提出者は、規則で定める理由により、第2項の規定により公表した説明会を開催することができない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業計画書提出者は、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るとともに、事業計画書の記載事項を関係住民に周知させなければならない。

(説明会の開催方法等)

第22条 条例第21条第1項の説明会は、条例第20条第6項に規定する縦覧の期間内に開催しなければならない。

- 2 条例第21条第1項の規則で定める地域は、次のとおりとする。
 - (1) 産業廃棄物処理施設等を設置する事業場の敷地（以下「計画地」という。）及びその隣接地
 - (2) 計画地を含む自治会、町内会その他の町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）の区域
 - (3) 計画地の隣接地を含む自治会等の区域
 - (4) 第19条第2項第9号の調査において、産業廃棄物処理施設等の設置等に伴い生活環境への影響が及ぶ範囲であると認められる地域
- 3 条例第21条第1項の規則で定める者は、次のとおりとする。
 - (1) 関係地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者
 - (2) 関係地域内に所在する土地の土地所有者等
 - (3) 産業廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。）が流入する関係地域内の公共用水域（同法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）において、水利権を有する者
- 4 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。
- 5 事業計画書提出者は、説明会において、事業計画書の内容を平易に記載した書類及び図面を配付の上、事業計画書の内容を十分に説明し、及び参加した者の質問に誠実に答えるよう努めなければならない。

(説明会の開催に係る公表の方法等)

第23条 条例第21条第2項の規定による公表は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める方法
- 2 条例第21条第2項の規則で定める事項は、条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項とする。

(説明会の開催に係る書面の提出期間等)

第24条 条例第21条第3項の規定による書面の提出は、同条第2項の規定による公表の日の2週間前までに、説明会開催計画書(様式第9号)により行わなければならない。

2 条例第21条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第20条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 説明会の開催を予定する場所の収容定員
- (3) 説明会の開催を予定する日時及び場所の選定理由
- (4) 事業計画書提出者側の出席者及び説明内容その他の具体的な開催計画
- (5) 関係地域
- (6) 条例第21条第2項の規定による公表の方法

(説明会の実施状況の報告)

第25条 条例第21条第4項の規定による報告は、説明会開催報告書(様式第10号)を提出して行わなければならない。

(説明会を開催することができない理由)

第26条 条例第21条第5項の規則で定める理由は、天災、交通の途絶その他の事業計画書提出者の責めに帰することができない理由とする。

(説明会を開催することができない旨の届出等)

第27条 条例第21条第5項の規定による届出は、説明会開催不能届出書(様式第11号)を提出して行わなければならない。

2 条例第21条第5項の規定による周知は、市長が適当であると認める方法により行わなければならない。

趣旨

- 事業計画書提出者は、事業計画の内容を関係住民に直接説明するための説明会を開催する。

説明

- 「関係地域」とは次の地域をいう(施行規則第22条第2項参照)。
 - 産業廃棄物処理施設等を設置する事業場の敷地(以下「計画地」という。)及びその隣接地
 - 計画地を含む自治会、町内会等(以下「自治会等」という。)の地域
 - 計画地の隣接地を含む自治会等の地域
 - 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査において、その影響が及ぶ範囲であると認められる地域
- 説明会の参加対象となる関係住民は、以下のとおりである。
 - 関係地域内に住所を有する者
 - 関係地域内に所在する事業所、学校等に通勤、通学等をする者
 - 関係地域内に所在する土地の土地所有者等
 - 産業廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び生活排水を除く。)が流入する関係地域内の公共用水域において水利権を有する者
- 説明会の開催日、時間及び場所
 - 事業計画書提出者は、説明会を条例第20条第6項に規定する縦覧期間内に開催する。
 - 説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定める。
 - 原則として関係地域内において開催するが、関係地域内に適当な場所がない場合には、関係地域外において開催することは可能である。
- 説明会の開催についての公表
 - 事業計画書提出者は、説明会の日時、場所等について、説明会開催の1週間前までに公表する。
 - 公表は、日刊新聞紙への掲載のほか市が認める方法により関係地域内において行う。
 - 市が認める方法として、自治会等の回覧で周知する方法が挙げられる。

●説明会の開催計画書の提出

- 事業計画書提出者は、説明会の開催についての公表の日の2週間前までに説明会開催計画書（様式第9号）を市に提出する。
- 説明会開催計画書には、説明会の当日に配布する予定の資料並びに説明会開催予定場所及び関係地域を示す地図を添付する。

●説明会の報告

- 事業計画書提出者は、説明会を開催したときは、説明会開催報告書（様式第10号）を市に提出する。

●説明会を開催することができない場合

- 天災、交通の途絶その他の事業計画書提出者の責めに帰すことができない理由により説明会を開催できないときは、当該説明会の開催を要しない。この場合、事業計画書提出者は、説明会開催不能届出書（様式第11号）により市に届け出るとともに、市が認める方法により関係住民に事業計画書の内容を周知させる。
- 市が認める方法として、例えば、再度説明会を開催することが挙げられる。この場合の説明会は、条例の規定による説明会ではなく任意の説明会となる。

(意見書の提出等)

第22条 事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、第20条第6項の公告の日から、同項に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、当該意見を記載した意見書を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、当該意見書に記載された意見を取りまとめ、事業計画書提出者に送付するものとする。

(意見書の記載事項)

第28条 条例第22条第1項の意見書には、生活環境の保全上の見地からの意見のほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号
- (2) 事業計画書提出者の氏名（法人にあつては、その名称）並びに産業廃棄物処理施設等の種類及び設置場所

趣旨

●説明会の開催等を受けて、関係住民等が事業計画書の内容について生活環境の保全上の見地からの意見を述べる機会を設ける。

説明

- 意見書を提出できる者は、生活環境の保全上の見地からの意見を有する者であり、関係住民に限定されない。
- 意見書に記載する意見は、生活環境保全の見地からのものに限定される。
- 意見書の市への提出について
 - 市が意見の内容について照会することが考えられるため、意見書には意見を提出する者の氏名、住所及び電話番号を記載する。
 - 市は、提出された意見書のうち、意見の部分のみを取りまとめ、事業計画書提出者に送付する。

(見解書の提出等)

第23条 事業計画書提出者は、前条第2項の規定による意見の送付を受けたときは、遅滞なく、当該意見の概要及び事業計画書提出者の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、規則で定めるところにより当該見解書を公表するものとする。
- 3 市長が前項の規定により見解書を公表したときは、事前手続は、完了するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により事前手続が完了したときは、規則で定めるところにより、事業計画書提出者にその旨を通知するものとする。

(見解書の公表等)

第29条 条例第23条第2項の規定による公表は、市長が事業計画書提出者による条例第21条及び第24条の手続が完了したことを確認した後、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 2 事業計画書提出者が条例第21条及び第24条の手続を完了せずに条例第23条第1項の規定により見解書を提出したときは、市長は、前項の規定の例により当該見解書を公表することができる。この場合において、当該見解書の公表は、条例第23条第2項に規定する見解書の公表には該当しないものとする。
- 3 条例第23条第4項の規定による通知は、産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書（様式第12号）により行うものとする。
- 4 条例第22条第1項の規定による意見書の提出がなかった場合において、事業計画書提出者が条例第21条及び第24条の手続を完了しているときは、市長は、当該事業計画書提出者に対して産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書により事前手続が完了した旨を通知するものとする。

趣旨

- 事業計画書提出者が、意見書に記載された意見に対する見解書を作成し、それを公表することにより、関係住民の事業計画に対する理解を促進することを目的とする。

説明

- 事業計画書提出者は、意見書に記載された意見に対する見解書を作成し、市に提出する。
- 市は、事業計画書提出者が説明会の開催等の必要な手続を完了していることを確認した上で、提出された見解書が適当なものであると認めたときは、市のホームページへの掲載等により公表する。
- 市が提出された見解書を公表したときに事前手続は完了する。
- 事前手続が完了したときは、市は産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書（様式第12号）により事業計画書提出者に完了した旨を通知する。
- 見解書の内容に不備がある場合、市は公表する前に、事業計画書提出者に対して見解書の修正を指導する。その指導に正当な理由もなく従わない場合には、市は見解書の修正を行うよう勧告することになる。
- 関係住民等からの意見書が提出されなかった場合、見解書の作成が不要のため、事業計画書提出者が説明会の開催等の必要な手続を完了しているときは、市は産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書（様式第12号）により事業計画書提出者に完了した旨を通知する。
- 事業計画書提出者が必要な手続を行わない場合
 - 事業計画書提出者が説明会の開催等の必要な手続を行わない場合であっても、事業計画書の縦覧により関係住民等から意見書が提出されることが考えられる。この場合において、事業計画書提出者から意見に対する見解書が提出されたときは、住民に対する情報提供が必要であることから、市は見解書を公表することができることとした。
 - この場合の見解書の公表は、事前手続の完了には当たらない（施行規則第29条第2項）。

(事業計画書の記載事項の変更)

第24条 事業計画書提出者は、第20条第1項の規則で定める時までには事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該変更に係る事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- 2 第20条第2項から第6項まで及び前3条の規定は、前項の規定による変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(事業計画書の記載事項の変更に係る書面の提出)

第30条 条例第24条第1項の規定による書面の提出は、事業計画書記載事項変更書(様式第13号)により行わなければならない。

- 2 条例第24条第1項の書面には、第19条第2項に掲げる書類及び図面のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

(意見聴取等を要しない軽微な変更)

第31条 条例第24条第2項の規則で定める軽微な変更は、第17条に規定する変更以外の変更とする。

趣旨

- 事業計画書提出者が、事前手続を完了するまでの間に事業計画書の記載事項を変更しようとする場合の手続について規定する。

説明

- 事業計画書提出者が、事前手続を完了するまでの間に事業計画書の記載事項を変更しようとする場合は、以下の手続を行う。
 - 事業計画書記載事項変更書(様式第13号)を市に提出する。変更書には施行規則第19条第2項に掲げる書類及び図面をのうち当該変更に係るものを添付する。
 - 説明会の開催などの事前手続を再度実施する。(軽微な変更を除く。)
- 再度の事前手続を必要としない軽微な変更は、次の変更以外の変更である。
 - 産業廃棄物の処理能力の10%以上の増加
 - 産業廃棄物の種類の追加
 - 産業廃棄物処理施設等の設備若しくは構造の変更又は位置の変更で、生活環境に及ぼす影響が増加するもの

(事業計画の廃止)

第25条 事業計画書提出者は、第20条第1項の規則で定める時までに当該事業計画書に係る事業の計画を廃止したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による書面の提出があったときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより公告するとともに、第20条第2項に規定する関係機関に通知するものとする。

(事業計画の廃止に係る書面の提出等)

第32条 条例第25条第1項の規定による書面の提出は、事業計画書廃止書(様式第14号)により行わなければならない。

2 条例第25条第2項の規定による公告は、静岡市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場に掲示することにより行うものとする。

趣旨

- 事業計画書提出者が産業廃棄物処理施設等の設置等の計画を廃止したときの手続について規定する。

説明

- 事業計画書提出者は、事業計画書に係る産業廃棄物処理施設等の設置等の計画を廃止するときは、事業計画書廃止書(様式第14号)を市に提出する。
- 市は、当該廃止書が提出されたときは、その旨を市及び区役所の掲示場に掲示して公告するとともに、関係機関に通知する。

(勧告)

第26条 市長は、処理施設設置予定者等が第20条第1項の規定（事業計画書の提出に係る部分に限る。）を遵守していないと認めるとき、又は事業計画書提出者が第21条（第24条第2項において準用する場合を含む。）、第23条第1項（第24条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第24条第1項の規定を遵守していないと認めるときは、当該処理施設設置予定者等又は当該事業計画書提出者に対し、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、第20条第1項の規定による事業計画書の提出をせずに産業廃棄物処理施設等の設置等をした者に対し、事業計画書を提出することその他の必要な措置をとることを勧告することができる。

趣旨

- 事業計画書提出者等が、条例に規定されている手続を実施しない等の場合に、必要な措置をとることを市が勧告できることについて規定する。

説明

- 本条の勧告としては、次の2つの場合がある。
 - 処理施設を設置しようとする者が、事業計画書を提出せずに、事業の進捗を図っている場合には、事業計画書を提出することを内容とする勧告を行うことになる。
 - 事業計画書を提出した者が、条例で定められた説明会の開催、見解書の作成等の手続を適切に実施していない場合には、それらの手続を実施することを内容とする勧告を行うことになる。

(協定の締結)

第27条 産業廃棄物処理施設等の設置をし、又は設置をしようとする者は、関係住民から産業廃棄物の処理に係る生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応ずるよう努めなければならない。

趣旨

●関係住民等の不安を軽減するとともに、処理施設の運営に起因する問題が将来発生することを防ぐため、産業廃棄物処理施設等の設置をし、又は設置しようとする者（以下「施設設置者」という。）が生活環境の保全に関する協定の締結に積極的に取り組むように促す。

説明

- 協定は、あくまでも住民と施設設置者の任意の合意に基づくものである。
- 協定を締結する際に参考となるように、協定のひな型を市のホームページに掲載している。

(適用除外)

第27条の2 産業廃棄物処理施設等の設置等のうち、移動することができるように設計された産業廃棄物処理施設等であって規則で定めるものに係るものについては、第20条から前条までの規定は、適用しない。

(移動することができるように設計された産業廃棄物処理施設等を稼働する事業場の届出)

第27条の3 前条に規定する産業廃棄物処理施設等の設置等をし、又はしようとする者は、当該産業廃棄物処理施設等を稼働する事業場を定めようとするときは、あらかじめ、その旨を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による届出をしないときは、その者に対し、当該届出をすることその他の必要な措置をとることを勧告することができる。

(事前手続等の規定の適用が除外される産業廃棄物処理施設等)

第32条の2 条例第27条の2の規則で定める産業廃棄物処理施設等は、建設工事現場において当該現場から発生する産業廃棄物のみの処分の用に供するものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 汚泥の脱水施設又は造粒固化施設

(2) 木くず又はがれき類の破碎施設

(移動することができるように設計された産業廃棄物処理施設等を稼働する事業場の届出)

第32条の3 条例第27条の3第1項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設等稼働事業場届出書(様式第15号)によるものとする。

趣旨

●移動することができるように設計された産業廃棄物処理施設等の活用の円滑化を図るため、条例第20条から第27条までの規定を適用しない旨を定めるとともに、当該移動することができるように設計された産業廃棄物処理施設等を稼働する事業場を定める際には、あらかじめ、その事業場に係る情報について届出をすることを規定している。また、当該届出をしなければならない者が、届出をしない場合には、その者に対し届出をすることその他の必要な措置をとることを市が勧告できることを規定している。

●移動することができるように設計された産業廃棄物処理施設等のうち、条例第20条から第27条の規定の適用の適用を受けない産業廃棄物処理施設等の種類や使用用途等について規定している。

説明

●移動することができるように設計された産業廃棄物処理施設等を稼働する事業場を定めようとするときは、産業廃棄物処理施設等稼働事業場届出書(様式第15号)を市に提出する。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物（以下「産業廃棄物等」という。）の収集、運搬若しくは処分を業とする者、産業廃棄物処理施設等の設置者、事業計画書提出者又は土地所有者等（以下「報告対象事業者等」という。）に対し、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分又は産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関する事項その他必要な事項について、報告を求めることができる。

趣旨

- 条例の施行に必要な限度において、市が事業者等から産業廃棄物の処理等に関する事項について報告を求めることができるとする規定である。法においても同様の規定がある。

説明

- 報告を求められる者及び求められる場合の例

- 事業者

- ・委託先の不適正な処理を知ったにもかかわらず必要な措置をとっていない疑いがある場合
(条例第11条第1項参照)
- ・事前協議を行わずに県外産業廃棄物を市内に搬入した疑いがある場合
(条例第12条第1項、第13条第1項参照)
- ・産業廃棄物の処理状況の報告の内容に虚偽の疑いがある場合 (条例第17条第1項参照)

- 処理業者

- ・産業廃棄物の処理状況の報告の内容に虚偽の疑いがある場合 (条例第17条第2項参照)

- 施設設置者

- ・事前手続を行わずに産業廃棄物処理施設の設置等をした疑いがある場合 (条例第20条～第25条参照)

- 産業廃棄物処理施設の事業計画書提出者

- ・事前手続を適切に実施していない疑いがある場合 (条例第20条～第25条参照)

- 土地所有者等

- ・その土地において行われた不適正な処理に対する必要な措置をとっていない疑いがある場合
(条例第19条参照)

(立入検査)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは産業廃棄物等の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場、産業廃棄物処理施設等の設置がされた土地若しくは建物若しくは産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地に立ち入り、産業廃棄物等の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは産業廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査をする職員の身分証明書の様式)

第33条 条例第29条第2項の証明書は、立入検査員証(様式第16号)によるものとする。

趣旨

●条例の施行に必要な限度において、市の職員に土地、建物等に立ち入らせ、物件の検査又は産業廃棄物等の収去をさせることができるとする規定である。法においても同様の規定がある。

説明

●立入検査の対象となる場所及び立入調査を行う場合の例

○事業者の事務所若しくは事業場

- ・委託先の現地確認の状況について確認する必要がある場合(条例第10条参照)
- ・産業廃棄物の処理状況の報告の内容に虚偽の疑いがある場合(条例第17条第1項参照)

○処理業者の事務所若しくは事業場

- ・事前協議の内容とは異なった県外産業廃棄物の処理をした疑いがある場合
(条例第12条、第13条、第14条参照)
- ・産業廃棄物の処理状況の報告の内容に虚偽の疑いがある場合(条例第17条第2項参照)

○産業廃棄物処理施設等の設置がされた土地若しくは建物

- ・事前手続を実施していない疑いがある場合(条例第20条～第25条参照)

○産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地

- ・必要な措置についての実施状況を確認する場合(条例第19条参照)

(勧告等の公表)

第30条 市長は、第11条第2項、第16条、第17条第4項、第26条又は第27条の3第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、第28条の規定による報告をする者が虚偽の報告をしたとき、又は正当な理由なく報告を行わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前条の規定による立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者がいるときは、その旨を公表することができる。

4 市長は、前3項の規定による公表をしようとするときは、静岡市行政手続条例（平成15年静岡市条例第8号）第3章第3節の規定の例により、公表の対象となる者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

趣旨

- 正当な理由がなく条例に基づく勧告に従わない者に対して社会的な制裁を課すことにより義務の履行を確保するとともに、事業者や周辺住民等に対して情報の提供を行うことにより不測の損害を防止するため、市は、勧告に従わない旨を公表できる。
- 第28条の規定による報告をしなかった場合、又は虚偽の報告をした場合、第29条の規定による立入検査又は収去を拒否、妨害、又は忌避した場合、市は、その旨を公表できる。
- 公表により、その対象となる者に予期しない損害を与えるおそれもあることから、公表を行うかどうかの判断を慎重に行うため、対象となる者に対して事前に弁明の機会を付与する。

説明

- 勧告等に係る公表の内容は、勧告を受けた者、虚偽の報告を行った者等の氏名、所在地、勧告等の内容などである。

(命令等の公表)

第31条 市長は、法に基づく命令若しくは許可の取消し又は法の規定に違反したことを理由とする告発を行ったときは、これらの内容その他規則で定める事項を公表することができる。

(命令等について公表する事項)

第34条 条例第31条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 命令等を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 命令等を行った理由

趣旨

- 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分等の情報を公開することにより、産業廃棄物の不適正な処理の拡大防止を図る。

説明

- 公表する事項は、行政処分や告発を受けた者の氏名や名称、所在地、行政処分等の内容、行政処分等を行った理由などである。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨

- 「静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則」を制定し、条例と併せて施行する。

(書面の提出部数)

第35条 条例の規定により市長に提出する書面（当該書面に添付する書類及び図面を含む。）の提出部数は、県外産業廃棄物市内搬入処分協議書又は県外産業廃棄物市内搬入処分変更協議書にあつては正本1部及び副本1部と、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書又は事業計画書記載事項変更書にあつては正本1部及び副本7部と、その他の場合にあつては正本1部とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、提出部数を変更することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に市長が産業廃棄物の適正な処理のために行った行政指導及び当該行政指導に従い行われた行為は、この条例の相当規定により行われたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に市長に対して法に基づく申請又は届出がされている産業廃棄物処理施設等の設置等については、第20条から第26条までの規定は適用しない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

(静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

- 2 静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成15年静岡市規則第167号）の一部を次のように改正する。

第25条から第28条までを次のように改める。

第25条から第28条まで 削除

様式第28号から様式第31号までを次のように改める。

様式第28号から様式第31号まで 削除

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

趣旨

- 本条例の施行日等を定めたものである。

説明

●条例附則第2項

○条例の施行前に要綱に基づいて行った県外産業廃棄物市内搬入処分事前協議、産業廃棄物処理施設設置等事前協議は、平成21年10月1日に条例が施行された際には条例の規定に基づいて行われた事前手続とみなされるため、改めて事前手続を実施する必要はない。

●条例附則第3項

○産業廃棄物処理施設の設置等については、平成21年10月1日の条例の施行までに法に基づく許可申請又は変更許可申請をしていれば、条例第20条から第26条までに規定する事前手続を実施する必要はない。

●施行規則附則第2項

○産業廃棄物処理業者等の処理状況の報告について、条例に規定したため、「静岡市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」の同様の規定を削除する。